令和3年7月29日

医療情報ネットワークの基盤に関する ワーキンググループの設置について

医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループの設置について

- これまで地域医療介護総合確保基金及び地域医療再生基金を活用し、地域医療情報連携ネットワークの構築を進めてきたところ。
- また、電子カルテ情報及び交換方式の標準化として、データ交換は、HL7 FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みを検討することとし、まずは診療への一次利用で有用な傷病名、アレルギー情報、診療情報提供書等の標準化から進めている。
- 患者紹介や逆紹介時、専門医への照会時などでの医療情報の電子的なやりとりの他、各領域 における患者レジストリの構築など、一次利用、二次利用で様々なニーズがある。
- 更に、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)では、準公共分野(医療、教育、防災等)等の情報システムについても「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を進めるとされている。
- 一方、地域医療情報連携ネットワークではそれぞれで活動状況に濃淡があり、医療機関の参加率が低い地域があるなど、医療情報のやりとりが広く電子的になされている現状にはない。
- これらを踏まえ、効率・効果的な医療情報ネットワークの基盤について検討を進めることが必要。
- 健康・医療・介護情報利活用検討会の下、全国的な医療情報ネットワークの基盤に関する議 論を行うワーキンググループを設置する。
- 本ワーキンググループでは、データヘルス改革に関する工程表に従って、医療情報ネットワークの基盤のあり方(主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期等)及び技術的な要件について、令和4年度までに調査検討し、関係審議会に報告等を行いつつ、結論を得る。

参考資料

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
医療・介護分野での情報利活用の推進	<u>医療機関等で患者情報が閲覧</u> できる仕組み		きる情報(健診情報 ⁾ 美所等でも閲覧可能。			▼~) ※ 災害・救急	、本人同意の上で、 時には、本人確認のみ 可能な仕組みを整備
		その他情報(自治体検診 診等)についても、202 かからない具体的な方策 室(デジタル庁)と共に調	1年度中に国民に負担の や開始時期についてIT		子処方箋情報(リアルタイ 情報(レセプトに基づく過		
	<u>医療機関間における情報共有を</u> 可能にするための電子カルテ情 報等の標準化		報交換(画像情報・検)らず共有開始	査情報等)している医	療機関など、準備が整	っている機関では、下記	
		医療機関間で共有 (交換)するデー 夕項目、技術的な 基準の検討・決定	フルテシステム やPHRとデータ 交換可能な技術	医療機関 NWへの組 み込み	対応可能な所から	順次情報共有(202	2年度以降順次~)
				PHR等と共有する情報(画像情報等)の検討	システム要件の 整理、システム 改修等	ステム稼働	2024年度以降順次~)
				のあり方 (※) を) とともに調査検	左記を踏まえたシ	ステムの課題整理・	開発
	介護事業所間における介護情報の共 有並びに介護・医療間の情報共有を可 能にするための標準化		介護情報の共有 や標準化に係る 調査			左記を踏まえたシ 決・システム開発	ステムの課題解
	自立支援・重度化防止等につな がる科学的介護の推進	CHASEフィー ドバック機能 の開発		者単位のフィード/ 立支援等の効果を検	「ックや解析による ⁾ 正	科学的介護の推進(2021年度~)
		NDB・介護 DB連結解析開 始	VISIT・CHASE を一体的運用、 介護DBとの連 結解析開始	新たな情報収集シ に向けた更なるデ 目の整理			D運用開始による く更なる科学的介護 年度〜)
		※ 2021年度から、CH. 科学的介護情報シス	ASE・VISITを一体的に運序 テム(Long-term care In	月するにあたって、科学的が ormation system For Ev	介護の理解と浸透を図る観点	まから、以下の統一した名称	がを用いる。

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)における データヘルス改革に関する記述(抜粋)

- 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉〜4つの原動力と基盤づくり〜 > 2. 官民挙げたデジタル化の加速 > (1) デジタル・ガバメントの確立、(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
- 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 > 2. 社会保障改革 > (1) 感染症を機に進める新たな仕組みの構築

【オンライン資格確認関係】

マイナンバーカードの健康保険証、運転免許証との一体化などの利活用拡大、スマホへの搭載等について、国民の利便性を高める取組を推進する。

【データ・プラットフォーム関係】

医療・介護、教育、インフラ、防災に係るデータ・プラットフォームを早期に整備する。

【データヘルス改革全般】

医療・特定健診等の情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや民間 P H R サービスの利活用も含めた自身で閲覧・活用できる仕組みについて、2022年度までに、集中的な取組を進めることや、医療機関・介護事業所における情報共有とそのための電子カルテ情報や介護情報の標準化の推進、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方の検討、画像・検査情報、介護情報を含めた自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備、科学的介護・栄養の取組の推進、今般の感染症の自宅療養者に確実に医療が全員に提供されるよう医療情報を保健所と医療機関等の間で共有する仕組みの構築(必要な法改正を含め検討)、審査支払機関改革(※)の着実な推進など、データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進する。

(※) 「審査支払機能に関する改革工程表」(2021年3月31日厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会) 等に基づく審査支払機関の改革。

【医療・介護データ連結解析関係】

(略)レセプトシステム(NDB)の充実、G-MISの今般の感染症対策以外の長期的な活用、COCOAの安定的な運営等について、デジタル庁の統括・監理の下、デジタル化による効率化、利便性の向上を図る。あわせて、医療・介護データとの連携や迅速な分析の環境の整備を図る。

電子カルテ情報及び交換方式の標準化について

第77回社会保障審議会医療部会(令和2年12月25日)資料5より抜粋

【目指すべき姿】

患者や医療機関同士などで入退院時や専門医・かかりつけ医との情報共有・連携がより効率・効果的に行われることにより、患者自らの健康管理等に資するとともに、より質の高い切れ目のない診療やケアを受けることが可能になる。

1. 電子カルテ情報及び交換方式等の標準化の進め方

- ① 医療機関同士などでデータ交換を行うための規格を定める。
- ② 交換する標準的なデータの項目、具体的な電子的仕様を定める。
- ③ 当該仕様について、標準規格として採用可能かどうか審議の上、標準規格化を行う。
- ④ 標準化されたカルテ情報及び交換方式を備えた製品の開発をベンダーにおいて行う。
- ⑤ 医療情報化支援基金等により標準化された電子カルテ情報及び交換方式等の普及を目指す。

2. 標準化された電子カルテ情報の交換を行うための規格や項目(イメージ)

- ・データ交換は、アプリケーション連携が非常に容易なHL7 FHIRの規格を用いてAPIで接続する 仕組みをあらかじめ実装・稼働できることを検討する。
 - ※HL7 FHIRとは、HL7 Internationalによって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワーク。
 - ※API(Application Programming Interface)とは、システム間を相互に接続し、情報のやり取りを仲介する機能。
- ・具体的には、医療現場での有用性を考慮し、以下の電子カルテ情報から標準化を進め、段階的 に拡張する。

医療情報:①傷病名、②アレルギー情報、③感染症情報、④薬剤禁忌情報、

⑤救急時に有用な検査情報、⑥生活習慣病関連の検査情報

上記を踏まえた文書情報:①診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー、

③電子処方箋、④健診結果報告書

- ※ 画像情報については、すでに標準規格(DICOM)が規定されており、今後、キー画像以外の画像についても、医療現場で限られた時間の中で必要な情報を把握し診療を開始する際の有用性等を考慮して検討を進める。
- 注:その他の医療情報については、学会や関係団体等において標準的な項目をとりまとめ、HL7FHIR規格を遵守した規格仕様書案が取りま とめられた場合には、厚生労働省標準規格として採用可能なものか検討し、災害時の利用実態も踏まえ、カルテへの実装を進める。